

旅客斡旋契約書

甲

乙 福岡県観光バス事業協同組合

旅客斡旋契約書

旅館・ホテル・土産品・食事・その他

(以下甲という) と

福岡県観光バス事業協同組合(以下乙という) とは旅客斡旋およびこれに伴う
接遇について次の通り契約する。

第一条 甲および乙は相互の営業増進をはかるため、甲は乙に旅客の斡旋を
依頼し乙は旅客の求めに応じ甲に斡旋する。

第二条 乙は、甲の経営する営業所における前条の旅客斡旋に関し送客通知を甲
に連絡する。

第三条 甲は、乙の発行する送客通知に対し、次のいずれかの料率に相当する
金額を手数料として乙に支払う。

- (1) バス1台につき
- (2) 客人数一人 円
- (3) 売上金額の %
- (4) 宿泊料(サービス料・消費税込み)の %
- (5) 食事料(サービス料・消費税込み)の %
- (6) 入浴料(サービス料・消費税込み)の %

第四条 甲は乙と契約する場合、下記のとおりとする。

- (1) 新規協定契約料は2年間で32,400円とする。
- (2) 契約更改協力費は2年間で32,400円とする。

当契約を解除した場合、前項の協力費の還付を甲は乙に対して請求しな
いものとする。

第五条 乙の斡旋した旅客が甲に帰属する原因により損害をこうむった場合
賠償の責に応じなければならない。

第六条 契約履行上生じた損害に対する責任はその帰属の明確なものは、
その当事者が負うものとし、不明確なものについては甲、乙協議の上
これを処理する。

第七条 この契約に定めない事項については甲、乙協議の上これを行う。

第八条 この契約は平成 年 月 日より有効とし期限を2年とし
契約を解除する時は甲乙協議の上処理する。

本契約を証するため本書2通を作成し各自1通を保有する。

甲 所在地

事業所名

代表取締役

乙 所在地 福岡県福岡市博多区博多駅東3丁目3-16

川清ビル307号

事業所名 福岡県観光バス事業協同組合

代表理事 岩尾 久志